

名古屋市医療的ケア児保育支援事業看護職労働者派遣事業者登録等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市医療的ケア児保育支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条の規定に基づき、名古屋市の委託を受けて名古屋市医療的ケア児保育支援事業（以下「医療的ケア児保育支援事業」という。）を公立保育所において実施する、看護職労働者を派遣する事業者（以下「事業者」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 事業者は、名古屋市長（以下「市長」という。）の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）により、市長に申請しなければならない。

- (1) 名古屋市医療的ケア児保育支援事業看護職労働者派遣事業登録等申請書（第1号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(委託事業者)

第3条 事業者は、次に掲げる登録基準をいずれも満たし、医療的ケアに関する知識及び技術を有する人材を派遣できる事業者とする。

- (1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律88号）に定める労働者派遣事業の許可を受けており、法人格を持つ事業者であること。
- (2) 申請書の提出の日から起算して過去3年以内に、医療的ケア業務に派遣した実績を有する者であること。
- (3) 名古屋市内又は名古屋市に接する市町村に本店又は支店等を有する者であること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年7月5日法律第88号）第36条の規定に基づく派遣元責任者を定めていること。
- (5) 派遣元責任者が常勤で配置され、派遣先及び派遣先責任者、指揮命令者と連絡調整するなどの適切な業務の執行が常時できる体制が整備されていること。
- (6) 名古屋市内全域の公立保育所に継続的に勤務できる看護職労働者を確保しており、別に定める仕様書の派遣予定時間数に対応できる人員を常時保持していること。
- (7) 看護職労働者に対し業務上必要な基礎知識、機密保持及び個人情報保護に関する遵守事項等について必要な教育や研修を実施していること。

- (8) 看護職労働者が自己の責により派遣先に損害を与えた場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう損害賠償保険に加入する等、備えていること。
- (9) 医療的ケア児の体調の急変等の緊急時における対応が実施できること。

(審査及び登録の決定又は拒否)

第4条 市長は、申請書等を受理したときは、前条に掲げる登録基準を満たしているかについて審査し、登録の決定又は拒否を行うものとする。

2 市長は、前項による登録の決定を行ったときは、名古屋市医療的ケア児保育支援事業登録決定通知書(第2号様式)により、事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項による登録の拒否を行ったときは、名古屋市医療的ケア児保育支援事業登録拒否決定通知書(第3号様式)により、事業者へ通知するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 前条の規定による登録の決定を受けた事業者は、申請書等に記載した事項について変更が生じたときは、名古屋市医療的ケア児保育支援事業登録変更届(第4号様式)に、変更事項に応じて第2条第2項各号に定める書類を添付し、届け出なければならない。

(登録の取消)

第6条 市長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、登録内容の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 申請書等に虚偽の事項を記載し、詐欺その他の不正事項があったとき。
- (2) 実施要綱及び別に定める委託契約の規定に違反したとき。
- (3) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項により登録の取消を行ったときは、名古屋市医療的ケア児保育支援事業登録取消通知書(第5号様式)により事業者へ通知するものとする。

(登録の辞退)

第7条 事業者は、医療的ケア児保育支援事業の全部又は一部を実施できなくなったときは、名古屋市医療的ケア児保育支援事業登録辞退届(第6号様式)に名古屋市医療的ケア児保育支援事業登録決定通知書(第2号様式)を添付して、市長へ届け出るものとする。

(費用)

第8条 市長は、別表に定める委託料単価(1時間当たり)に1か月間の総派遣時間数を乗じて得た額を、委託料として、事業者へ支払うものとする。

2 事業者は、前項に規定する委託料について、毎月末日までに、前月分を請求するものとする。

3 事業者は、別表に定める委託料単価（1時間当たり）のうち、金1,930円以上を直接人件費として、業務に従事する看護職労働者の勤務1時間当たりの報酬等に充てるものとする。

（派遣の決定等）

第9条 市長は、実施要綱第3条の規定に基づく対象子どもで、公立保育所を利用（利用予定を含む。）しており、看護職労働者派遣が必要と認める場合においては、対象子ども及び当該公立保育所の状況等を勘案の上、派遣を決定し事業者へ依頼するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月25日から施行する。

別表

	金 額
委託料単価（1時間当たり）	2,780円（消費税及び地方消費税を含まない）